県営奥武山公園内における無人航空機（ドローン等）の飛行に係る調整事項

奥武山公園運営管理事務所

令和 8 年 7 月 25 日

県営都市公園内での無人航空機（ドローン等）の飛行は、公園利用者の安全確保および事故・紛争防止のため**原則禁止**としております。

工事に伴う点検・調査等、やむを得ない理由により飛行させる必要がある場合は、本調整事項の内容をご確認のうえ、飛行予定日の 2 週間までに奥武山公園管理事務所へご相談・手続き等を行ってください。

1. 飛行許可の基本条件（審査要件）

申請にあたっては、以下の 5 つの要件をすべて満たしている必要があります。

（1）必要性

何のために無人航空機を飛行させる必要があるのか、明確な理由が必要です。

※個人的な趣味や、特定の団体の利益のみを目的とした飛行はお断りいたします。

（2）非代替性

無人航空機を飛行させなければ目的を達成できないのか、事前に十分ご検討ください。他の代替手段がある場合はそちらを選択してください。

（3）安全性の確保

航空法および関係法令の規定を遵守することはもちろん、国土交通省のガイドライン等を参考に、不慮の事故により負傷者を出さないための万全の対策を講じてください。

（4）安全確保の具体的措置

飛行予定区域の下部に一般利用者が立ち入らないよう、ロープ等での規制や監視員（誘導員）の配置を行ってください。

機体の暴走や風による流失を防ぐため、必要に応じて係留（糸等の取り付け）などの対策を講じてください。

（5）周知期間の確保

公園利用者へ周知するため、飛行日の前日から起算して「少なくとも 1 週間前」までに管理事務所との調整を完了させる必要があります。（※管理事務所にて HP への掲示、現地での看板・張り紙等による周知を行います）

2. 重要施設（軍港・自衛隊）および警察への手続きについて

奥武山公園は「小型無人機等飛行禁止法」に基づき、以下の対象施設周辺地域（周囲約 1,000m 以内）に該当します。むやみに飛行させることは法律に基づき警察による摘発（検挙）の対象となります。

飛行禁止エリア（対象施設）

那覇港湾施設周辺地域（軍港)、陸上自衛隊那覇駐屯地周辺地域

やむを得ず飛行させる場合は、当管理事務所への申請と並行して、以下の手続きを必ず行ってください。

重要施設への事前通報

該当施設（那覇港湾施設・陸上自衛隊那覇駐屯地等）へ事前通報を行い、飛行が許可されたことを示す書面を取得してください。

沖縄県公安委員会（警察署）への通報（48 時間前まで）

国家公安委員会規則に基づき、飛行開始の 48 時間前までに、管轄する警察署を経由して沖縄県公安委員会への通報を行ってください。

3. 管理事務所への必要提出書類

飛行日の 1 か月前までに、以下の提出書類（①〜⑥）を揃えて奥武山公園管理事務所へ提出してください。

・様式 1「無人航空機の飛行に関する調整票」[Excel]
・様式 2「県営公園内における無人航空機の飛行申請チェックリスト」
・飛行予定場所および安全対策（規制範囲・監視員配置等）を示す図面
・国土交通省から飛行の許可を受けていることを示す書面の写し
・万一の事故に備えて加入している保険証書（航空保険・損害賠償保険等）の写し
・重要施設からの飛行許可がわかる書面の写し（那覇港湾施設／陸上自衛隊那覇駐屯地）
（※必要に応じて）安全対策についての補足説明資料

4. 注意事項

撮影行為（写真・動画）を行う場合

公園内でドローンを用いた撮影を行う場合は、飛行許可申請とは別に「撮影行為に係る都市公園利用（使用）許可申請手続き」が別途必要となります。

※宣伝等の商業利用・営利を目的とする撮影には、指定の使用料が発生いたします。

当日の飛行中止指示について

飛行当日、事前調整と異なる方法で飛行させている場合や、公園利用者に危険が生じるおそれがあると判断された場合は、指定管理者（管理事務所）の権限において直ちに飛行を中止させることがあります。